平成２９年（フ）第３０４７号
大阪府茨木市南耳原２丁目11番16号　ウエストⅡ203号
債務者　塩川　夕季
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２５５号
大阪市西淀川区姫里３丁目11番７号
債務者　焼肉ぎゅうぎゅうこと焼き肉店ぎゅうたこと　井上　正和
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９５号
大阪府八尾市八尾木北６丁目97番地　203号
債務者　草壁　正尚
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９９号
大阪市西区本田４丁目６番21―205号、前住所大阪府枚方市走谷１丁目24番20号
債務者　谷　　啓介
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１５号
大阪府八尾市太子堂４丁目５番13号
債務者　柳井　重藏
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６９７号
大阪市阿倍野区美章園３丁目６番２号　ベルハウス203号
債務者　長谷川　豊
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５８号
大阪市西区新町４丁目10―10　レジデンスナンワ1202、住民票上の住所兵庫県小野市広渡町23番地の２
債務者　清水　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０７号
大阪市東淀川区東淡路４丁目24番39号　Ｐ．ＰＯＩＮＴ　103号、前住所大阪市東淀川区淡路４丁目３番21号
債務者　塙　　博行
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８８５号
大阪府八尾市荘内町１丁目２番20―301号
債務者　中越　邦男
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９６９号
大阪府高槻市南総持寺町７番14―406号
債務者　松田　竜児
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８４号
大阪市西区安治川２丁目２番19号　302
債務者　平岡　敬重
法定代理人成年後見人　堀　　勝彦
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４００８号
大阪府高槻市唐崎西１丁目８番２号
債務者　竹中美津子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４００９号
大阪府門真市岸和田３丁目45番10―305号、前住所大阪府東大阪市新庄１丁目12番33号
債務者　カラオケ喫茶であいこと　井上　節子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１０号
大阪府摂津市正雀本町１丁目２番31号
債務者　藤原　　一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４９号
大阪府松原市上田２丁目１番22―401号
債務者　堀整骨院こと　堀　　良光
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６２号
大阪府羽曳野市伊賀５丁目２番７―501号
債務者　前馬　敏喜
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２１号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目１番27号
債務者　西川　義広
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係